

(趣旨)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)の施行については、法、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)及び社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(施設を設置して行う第1種社会福祉事業の開始の届出)

第2条 法第62条第1項の規定による施設を設置して行う第1種社会福祉事業の開始の届出は、第1種社会福祉事業開始届(第1号様式)によらなければならない。

(施設を設置して行う第1種社会福祉事業の開始の許可申請)

第3条 法第62条第2項の規定による施設を設置して行う第1種社会福祉事業の開始の許可申請は、第1種社会福祉事業開始許可申請書(第2号様式)によらなければならない。

(施設を必要としない第1種社会福祉事業の開始の届出)

第4条 法第67条第1項の規定による施設を必要としない第1種社会福祉事業の開始の届出は、第1種社会福祉事業開始届(第3号様式)によらなければならない。

(施設を必要としない第1種社会福祉事業の開始の許可申請)

第5条 法第67条第2項の規定による施設を必要としない第1種社会福祉事業の開始の許可申請は、第1種社会福祉事業開始許可申請書(第4号様式)によらなければならない。

(第2種社会福祉事業の開始の届出)

第6条 法第69条第1項の規定による第2種社会福祉事業の開始の届出は、第2種社会福祉事業開始届(第3号様式)によらなければならない。

(社会福祉事業の変更の届出)

第7条 法第63条第1項、法第68条又は法第69条第2項の規定による社会福祉事業の変更の届出は、社会福祉事業変更届(第5号様式)によらなければならない。

(第1種社会福祉事業の変更の許可申請)

第8条 法第63条第2項の規定による施設を設置して行う第1種社会福祉事業の変更の許可申請は、第1種社会福祉事業変更許可申請書(第6号様式)によらなければならない。

(社会福祉事業の廃止の届出)

第9条 法第64条、法第68条又は法第69条第2項の規定による社会福祉事業の廃止の届出は、社会福祉事業廃止届(第7号様式)によらなければならない。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第129号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市社会福祉事業法施行細則、名古屋市児童福祉法施行細則、名古屋市身体障害者福祉法施行細則及び名古屋市知的障害者福祉法施行細則(以下「旧社会福祉事業法施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されている届及び申請書は、この規則による改正後の名古屋市社会福祉法施行細則、名古屋市児童福祉法施行細則、名古屋市身体障害者福祉法施行細則及び名古屋市知的障害者福祉法施行細則(以下「新社会福祉法施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧社会福祉事業法施行細則等の規定に基づいて作成されている用紙は、新社会福祉法施行細則等の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成13年規則第96号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届、申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている通知書、証明書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第123号）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

第3号様式

第1種 社会福祉事業開始届  
第2種

年 月 日

(あて先)名古屋市長

住 所

名 称

代表者

社会福祉法 第67条第1項 第69条第1項 の規定により、 施設を必要としない第1種 社会福祉事  
第2種

業の経営を開始したので、次のとおり届け出ます。

- 1 経営者の名称
- 2 主な事務所の所在地
- 3 事業の種類
- 4 事業の内容
- 5 事業開始年月日

(併せて提出する書類)

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式

社会福祉事業変更届

年 月 日

(あて先)名古屋市長

住 所  
名 称  
代表者

年 月 日付で届け出た 施設を設置して行う第1種 施設を必要としない第1種 社会福祉事業 第2種

の事項の変更について、社会福祉法 第63条第1項 第68条 第69条第2項 の規定により次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第7号様式

社会福祉事業廃止届

年 月 日

(あて先)名古屋市長

住 所  
名 称  
代表者

社会福祉法 第64条 第68条 第69条第2項 の規定により、 第1種 第2種 社会福祉事業の廃止について、

次のとおり届け出ます。

- 1 許可年月日及び許可番号(届出年月日)
- 2 施設の名称及び種類(事業の種類及び内容)
- 3 事業廃止(予定)年月日
- 4 廃止理由
- 5 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置
- 6 財産処分の方法

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。